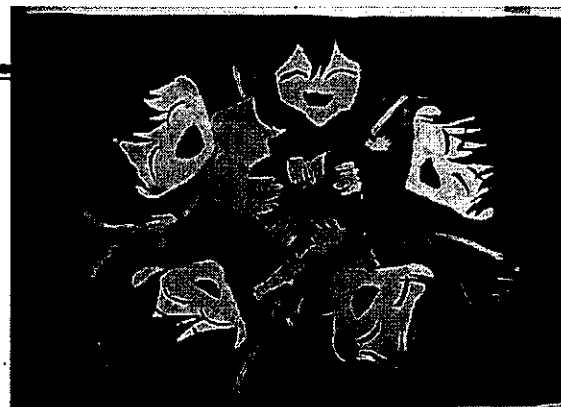


## 新型コロナウイルス感染症に関連する 人権への配慮について



市民の皆さまへ

須坂市

新型コロナウイルスの感染症が国内で広がりを見せており、県内においても感染例が報告されています。

このような状況において、インターネットや SNS 上において、感染した方などに対する誹謗中傷や心ない書き込みなど、たいへん残念な状況が広がりつつあります。また、新型コロナウイルス感染症に関しての情報の中には、不確かな情報や事実とは異なる情報もあります。

感染した方や治療にあたった医療機関関係者及びそのご家族、帰国された方、外国の方などに対して、決して不当な差別、偏見、いじめ等があってはなりません。

市民の皆さまにおかれましては、こうした情報をむやみに転載・拡散することなく、国や地方公共団体が発表する正しい情報に基づいて、人権に配慮した適切な行動をお願いします。



須坂市人権交流センター

電話：026-245-0909

※掲載のポスターは 2019 年度応募児童・生徒の作品

不当な差別やいじめなどを受けた場合の相談先

法務省では、新型コロナウイルス感染症に関する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。

**長野地方法務局**

電話：026-235-6611

- ・ **みんなの人権 110 番**（全国共通人権相談ダイヤル）  
電話：0570-003-110（平日：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
  
- ・ **子どもの人権 110 番**（フリーダイヤル）  
電話：0120-007-110（平日：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
  
- ・ **外国人のための人権相談**  
電話：0570-090911（平日：午前 9 時から午後 5 時まで）
  
- ・ **長野県人権啓発センター**（人権相談専用電話）  
電話：026-274-3232（平日：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）  
休館日：毎週月曜日（祝日・振替休日に当たるときは火曜日）  
休館日は、お問い合わせください。